

外国運転免許証から日本運転免許証へ切り替える場合

外国運転免許を取得してから

発給国に90日の滞在が必要です！

A国から日本へ出発！

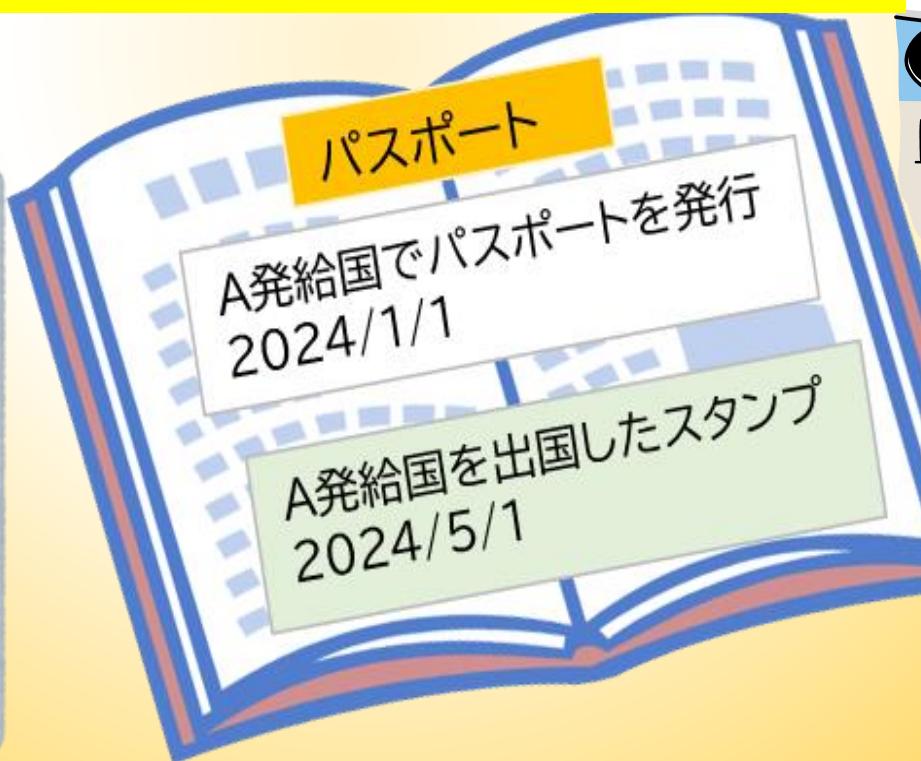


運転免許証を2023年11月1日に取得

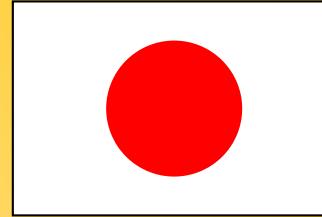


パスポートが2024年1月1日に発行され

A国を出国したときにスタンプを押された



日本に到着





A国で運転免許証を取得してから、A国に90日の滞在証明ができますか？

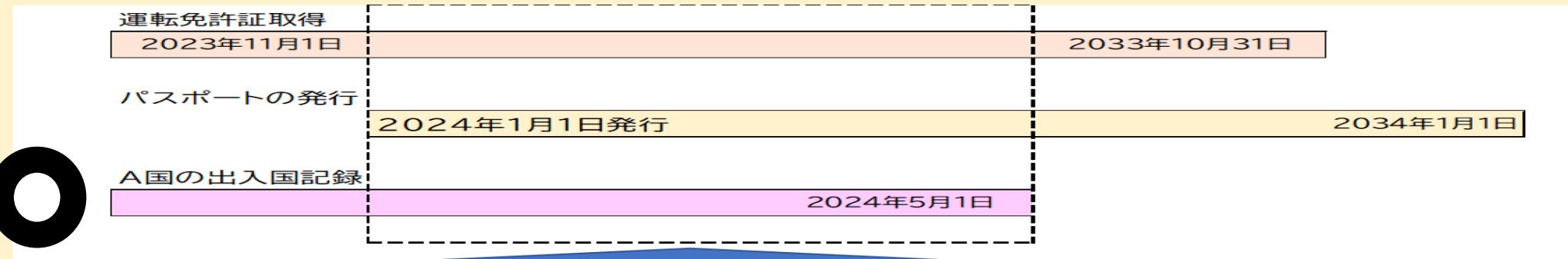
運転免許証を取得したのは2023年11月1日

初めて、パスポートを作ったのが、2024年1月1日

A国を出国したのは2024年5月1日！出国のスタンプも押してもらったよ。



それでは、計算してみよう！

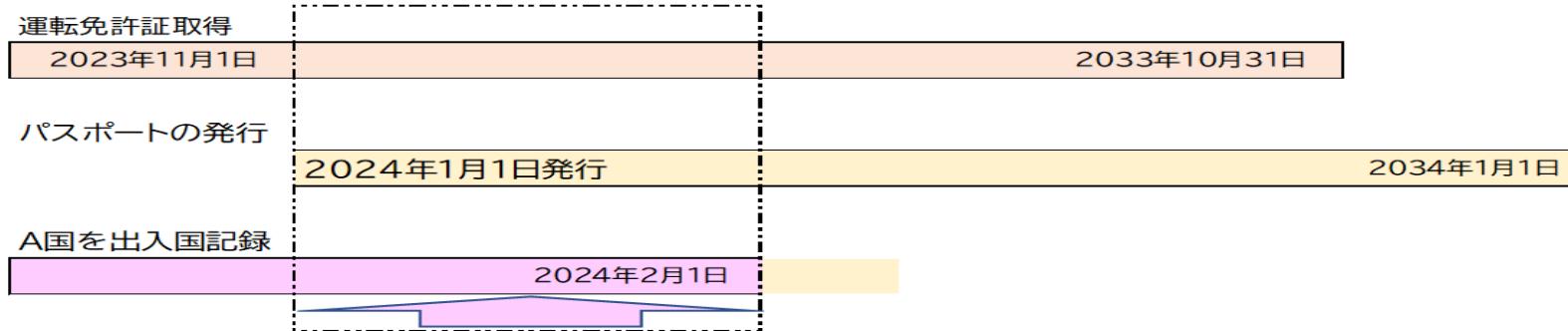


運転免許証を取得し、パスポートを発行された日(2024年1月1日)からA国を出国した日(2024年5月1日)までの4ヶ月間はA国に滞在していたことになるね！

パスポートに「出国のスタンプ」が押してあるから、パスポートが滞在していた証明になるね！



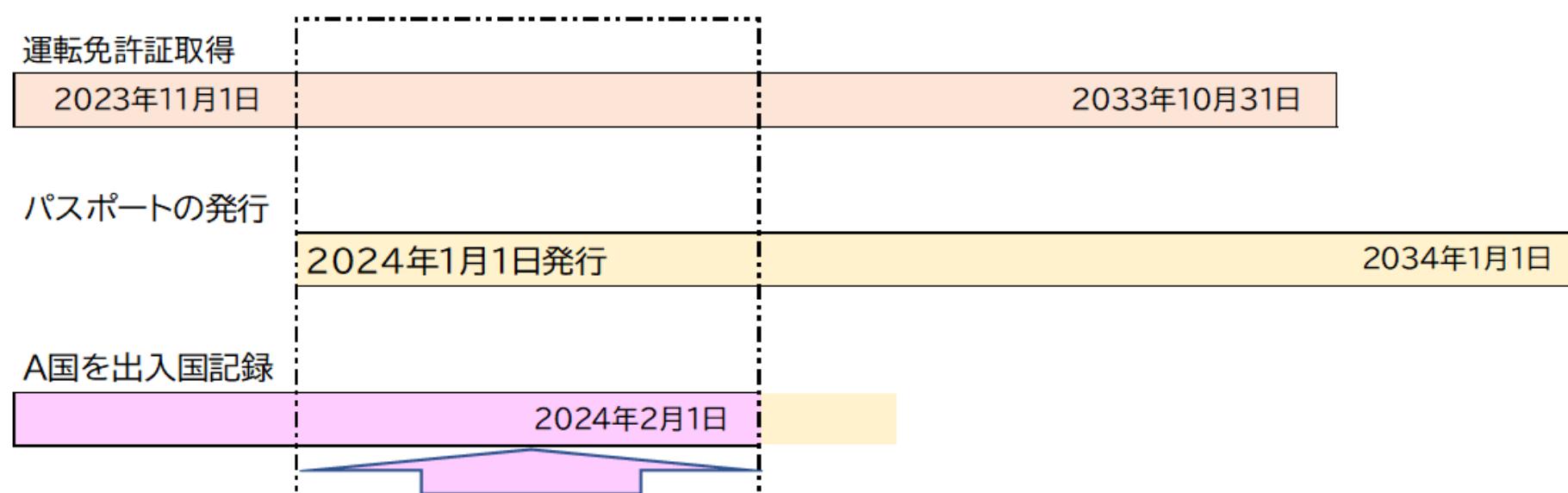
もし出国が、2024年2月1日だったら・・・



パスポートの発行日「2024年1月1日」からA国を出国した「2024年2月1日」までの間では90日のA国滞在がない！

もし、A国を2024年2月1日に出国していた場合は、滞在した証明書等が必要です。

もし出国が、2024年2月1日だったら・・・

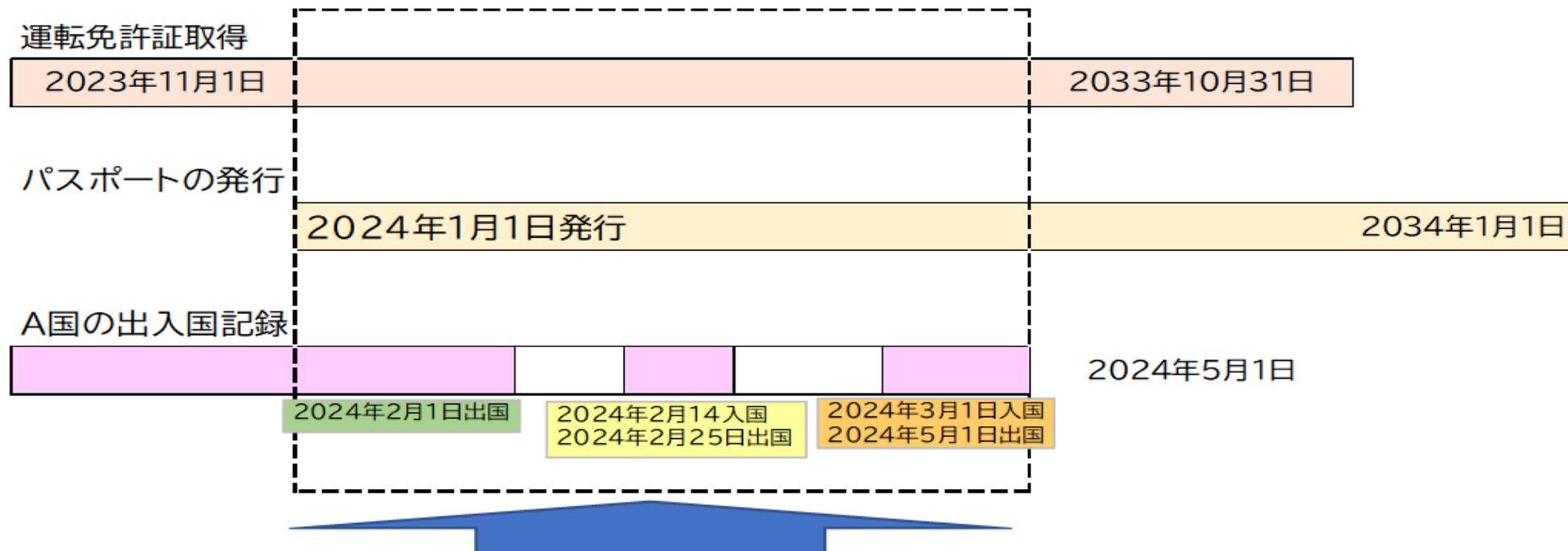


運転免許証の取得日「2023年11月1日」からパスポートの発行日「2024年1月1日」の間で滞在した証明が必要だね！

例えば…A国の学校の在学証明書やA国の勤務先の在職証明などが必要！

※詳しくは、茨城県警察本部運転免許センターのホームページを見てください。

## A国を繰り返し出入国している場合



パスポートの発行日「2024年1月1日」からA国を出国「2024年2月1日」+  
A国へ入国「2024年2月14日」からA国を出国「2024年2月25日」+  
A国へ入国「2024年3月1日」からA国を出国「2024年5月1日」=  
A国の滞在の合計106日

※運転免許証を取得してから出入国を繰り返している場合、合計で90日以上のA国滞在を確認してね！



滞在証明書は、発行した機関のスタンプが押してある原本が必要です！

スタンプが押してある滞在証明書の原本が必要なんだね！  
よく分かりました。  
ありがとうございます。



必要書類を準備してからオンライン予約をしてくださいね！



オンライン予約で不明な点はQ&Aを見てくださいね。

